

12 学則変更(学科設置)届 (専修学校用) (※)

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ①

○○学校設置者
設置者所在地(個人立は住所)
設置者名
設置者代表者名

学則変更(学科設置)届

このたび、○○学校の学科設置に係る学則を変更したいので、学校教育法第131条及び同法施行規則第189条において準用する同規則第11条の規定に基づきお届けします。

- 1 学科名称
- 2 経費及び維持方法 ②
- 3 変更年月日
(設置年月日)

(※)各種学校が学科を設置する場合は収容定員変更認可申請書を提出すること。

添付書類

- 1) 変更趣意書(様式1)
 - 2) 生徒確保の見通し等に関する事項(様式8)
 - 3) 変更条文新旧比較表(様式27)
 - 4) 新学則
 - 5) 授業計画(シラバス)(様式7)③
 - 6) 学級編制表(様式3)
 - 7) 教職員編制表(様式4)
 - 8) 教職員名簿(様式5)
 - 9) 校地・校舎の図面(付近状況図、配置図、各階平面図、立面図)④
 - 10) 施設の概要(様式9)
 - 11) 校具、教具、図書及び備品の明細表(様式10)
 - 12) 提出日の属する年度から変更前年度まで及び設置後修業年限分の資金収支予算書(様式13)
 - 13) 事業計画の承認に係る理事会、評議員会の決議録(個人立の場合は不要)等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式29,30の作成例参照)⑤
- ※その他参考資料の提出を求める場合がある

提出期限

- ・当該学科に係る生徒募集開始前に提出すること。なお、届出内容に係る法令違反等の不備があれば計画の是正を指導する場合があるため、添付書類が整い次第速やかに提出すること。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② 記載例
経費は別紙収支予算書のとおり授業料、入学金、その他の収入をもって維持し、不足が生じた場合は設置者の責任において負担する。
- ③ ページ数を記入すること。
- ④ 各部屋の室名及び面積を記載すること。
- ⑤ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 以下の変更の場合はその他関係認可申請・届出の提出を要することに留意すること。
 - ・目的変更 : 目的変更認可申請書
 - ・名 称 : 名称変更届
 - ・位 置 : 位置変更届
 - ・校地校舎 : 校地・校舎変更届
 - ・課程設置 : 課程設置認可申請書
3. 既設の学科内にコースとして設置する場合であっても、従前の教育内容と異なる場合は学科設置届と同じ添付書類を求める場合があるため、疑義がある場合は事前に相談すること。
4. 学則変更届により学年制の学科から単位制の学科に変更することはできないため、既存の学年制の学科を単位制の学科としようとする場合は、単位制の学科の学科設置届及び学年制の学科の学科廃止届(事前に募集停止について届け出ること)をそれぞれ提出すること。
5. 次の場合は、それぞれ所定の手続きが別途必要であることに留意すること。
 - ・設置しようとする学科の修了者に専門士(高度専門士)の称号を付与しようとする場合
 - ・設置しようとする高等課程(専門課程)の学科の修了者が大学(大学院)入学資格を得られるようにする場合
 - ・設置しようとする学科について、職業実践専門課程の認定を受ける場合
6. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)。